

令和7年度富山県地域おこし協力隊募集に関する業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

令和7年度富山県地域おこし協力隊の募集に関する業務

2 受託候補者の選定の方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

3 委託業務の概要

別添「令和7年度富山県地域おこし協力隊の募集に関する業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年6月30日（月）まで

5 予算上限額

金3,500千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この上限額とは別に、契約手続きのなかで予定価格を設定します。

6 参加資格

参加者は、下記に掲げる本プロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たす者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたとうえで参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (3) 本業務の実施について、県の要求に応じて常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、県から指名停止を受けていないものであること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者。

- ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
 - エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。
- (7) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

7 参加手続

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）を令和7年3月17日（月）17時まで（必着）に電子メールにて下記「13 提出・問合せ先」へ提出すること。

(2) 質問とその回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式2）を令和7年3月12日（水）17時まで（必着）に電子メールにて下記「13 提出・問合せ先」へ提出すること。

また、受け付けた質問に対する回答については3月13日（木）17時までに県ホームページに公開する。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年3月19日（水）17時（必着）までに電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

下記「13 提出・問合せ先」に記載のとおり

(3) 提出書類

次の①～③の書類データを提出すること。

ア 会社の組織体制等（任意様式）

ア 会社の業務概要

イ 検討業務等を進めるための社内の実施体制及び配置担当者等

ウ 過去の類似業務の実績（国や地方自治体のものを中心に）

イ 企画提案書（任意様式）

別紙の仕様書に掲げる業務内容に関して次の事項を明確にして作成すること。

（ア）具体的な実施内容及び実施方法

（イ）業務準備内容及びスケジュール

（ウ）業務実施体制

（エ）再委託等の有無及び予定

ウ 積算内訳書（任意様式）

本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。なお、提案に係る費用の総額は上記「5 委託費の上限額」に定める委託費の上限額を超えないこと。

（4）書類作成上の注意

ア パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限のものとする。

イ 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

ウ 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

9 審査

（1）審査方法

プレゼンテーションによる審査により委託候補者を決定する。ただし、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションに参加するものを制限する場合がある。

① プレゼンテーションの日時（予定）

令和7年3月24日（月）午前中 ※後日個別に連絡

② プレゼンテーションの方法

オンライン（WEB会議システム「Zoom」を使用）

③ その他（予定）

プレゼンテーションは、参加申込書を提出された順番で実施する。

プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1社あたり20分程度（説明15分、質疑応答5分）とする。

（2）審査基準

参加者の企画提案の審査は、下記の評価基準に基づき、審査を行い、最も高い点数を獲得した事業者を候補者とする。なお、企画提案書等の内容が、委託費の上限額を超え

た場合は、審査の対象とはならないものとする。

評価基準

| 審査項目 | 審査点 | 配点 |
|--|-----|-----|
| 1 事業目的との整合性 | | 20 |
| 本事業の趣旨・目的を十分に理解し、提案内容との整合性がとれているか。 | | |
| 2 事業内容との整合性 | | 20 |
| 仕様書の事業内容について理解し、具体的なサポート体制・内容が提示できているか。 | | |
| 3 事業内容の理解度、業務経歴 | | 20 |
| 本事業に活かすことのできる知識、ノウハウ、経験、実績等を有しているか | | |
| 4 実施スケジュール等の妥当性 | | 20 |
| スケジュール、人員、実施手順など、事業の確実な実施が可能な計画となっているか。 | | |
| 5 実施主体の事業遂行・管理能力の妥当性 | | 10 |
| スタッフの配置や業務管理体制が十分に整っており、事業の進行管理が適切かつ円滑に行えることが見込まれるか。 | | |
| 6 費用の妥当性 | | 10 |
| 本事業の実施に必要な経費が適切に見積もられているか。 | | |
| 合計 | | 100 |

(3) 審査結果の通知

審査結果は採用の有無にかかわらず、後日書面で通知するほか県のホームページに掲載する。また審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

10 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった場合は、県と協議のうえ最終的な仕様を 確定し、業務委託契約を締結するものとする。

11 その他

(1) 本プロポーザル参加に要する経費について

本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(2) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合

イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

(3) 提出書類の取り扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

エ 一度提出した企画提案書等は、これを書替え、引き換え、撤回することができないものとする。

- (4) この企画提案は、富山県議会に提出されている令和7年度富山県歳入歳出予算の成立を前提に実施するものであり、予算の議決がされなかった場合は、企画提案審査の結果の如何にかかわらず、事業の中止等の変更が生じる可能性があります。

12 実施スケジュール

- (1) 令和7年3月12日（水） 実施要領等に関する質問の受付期限
- (2) 令和7年3月13日（木） 実施要領等に関する質問の回答期限
- (3) 令和7年3月17日（月） 参加申込書の提出期限
- (4) 令和7年3月19日（水） 企画提案書等の提出期限
- (5) 令和7年3月下旬 受託候補者の決定
- (6) 令和7年4月1日 契約締結

13 提出・問合せ先

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課 蟹澤

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 TEL：076-444-9605 FAX：076-444-4561

E-mail：achusankan@pref.toyama.lg.jp